

評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人創樹会（以下「法人」という）の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会への出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき、及び役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員が同一日に開催された評議員会及び理事会に出席した時は、評議員会報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び役員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び法人が実施する障がい福祉サービスの事業（以下「事業」という）の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び理事並びに監事の各年度報酬総額)

第6条 評議員及び理事並びに監事の各年度報酬総額は別表3を超えない範囲で、支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付則

- 1 この規程は、平成23年5月21日より適用する
平成29年4月1日 改正
平成29年6月3日 改正 (第3条2項の追加、第6条の追加、
別表3の追加、第9条の変更)

別表 1

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
評議員会出席報酬等	10,000円	職員通勤手当相当

別表 2

名 称	報 酬	交 通 費
評議員 業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
理事 業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
監事監査指導報酬等	15,000円	職員通勤手当相当

別表 3

名 称	各年度報酬総額
評議員	定款に定められた額
理事	250,000円
監事	300,000円